

宮城ふるさとプラザ販売希望商品申込要領

1 取扱い商品について

(1) 取扱い基準

- ①宮城県内製造の商品であること。
- ②宮城県内に店舗又は工場を有すること。
- ③季節商品を除き、継続して商品を供給できること。
- ④各種の法に定められた表示が正しくされており、生産者が製造物責任（PL）保険に加入していること。

(2) セレクト基準

- ①上記取扱い基準を満たしていること。
- ②商品の品質や技術（希少性、独自性、機能性、安全性、設定価格等）に優れていること。
- ③希望する取引条件で合意が得られること。
- ④商品に知名度があること。又は知名度が無くとも消費者の需要が見込まれること。

2 申込方法について

申込は別紙記入方法に従い、宮城ふるさとプラザ販売商品申請書（会社概要及び商品概要）に記入し、下記に郵送すること。

〒980-0011

仙台市青葉区上杉1-14-2

（社）宮城県物産振興協会 アンテナショップ商品担当行き

TEL：022-263-5050 / FAX：022-263-5369

3 販売商品の決定までの手順

申込まれた商品は担当者が書類並びに現物の確認を行います。品質に優れ、取引条件等において双方の合意が得られた商品はアンテナショップ商品選定委員会の承認を得て、販売商品として登録されます。

4 取引条件について

仕入形態は原則売上仕入となります（売れた分のみ仕入）。

送料は取引先の負担となります。

掛率の目安は次のとおりです。

	酒	米	農・水産 加工品	菓子	民芸品	その他
売上仕入	80%	75%	70%	70%	55%	60%
買取仕入	70%	70%	60%	60%		

ただし、生鮮食品や特殊な商品は別途協議させていただきます。

供給可能量は取引することになった場合に、対応可能な数量を記入ください。